（別紙１）

**非居住住宅利活用促進税広報チラシ作成業務に係る仕様書**

**１　業務名**

非居住住宅利活用促進税広報チラシ作成業務

**２　業務の趣旨・目的**

本市では、非居住住宅（空き家、別荘等の居住者のない住宅）の流通・利活用を促進し、子育て世代等の定住人口増加や空き家の解消につなげるため、非居住住宅の所有者に課税する市独自の新税「非居住住宅利活用促進税」を導入することとしている（制度概要や導入の背景・目的について、詳しくは別添参照）。

課税の開始は令和８年以降を予定しているが、それまでの間に、①新税の趣旨や目的を広く市民等に知っていただき機運を醸成するとともに、②課税対象となる空き家等の所有者の行動変容（所有する空き家等の流通・利活用）を促すため、広報用チラシを作成する。

なお、チラシについては、土地・家屋の所有者全員に年１回送付する固定資産税の納税通知書に同封するほか、市庁舎への配架、イベント等での配布、関連団体・事業所への提供等を行い、また、PDFデータを市ホームページに掲載する予定である。

**３　業務の内容**

以下の仕様に沿ったチラシをデザインし、印刷の上納品すること。なお、具体的なデザインは、本市と打合せを行ったうえで作成するものとする。

⑴　仕様

　　　チラシ（1種類）

○　作成部数：１,０００部

※　固定資産税納入通知書同封分の印刷は本業務に含まない。

　　　○　A４版　フルカラー　コート紙７０ｋｇ　両面印刷　縦

⑵　デザインコンセプト

＜主なターゲット＞　※１～３の順に重要度が高い

１　空き家・別荘等の所有者（比較的高齢者が多い）

２　その他の住宅所有者

３　住宅の購入希望者その他不特定多数の市民一般

＜到達目標とデザインの方向性＞

○　（１～３のターゲット共通）市が何のために新税の導入を進めているのか（趣旨や目的）を知ってもらう。

○　１や２のターゲットに、「課税が始まるまでに空き家の活用を考えよう」「相続等で空き家を発生させないようにしよう」と思ってもらう。

→　シンプルでインパクトのあるメッセージ、損失回避性向や利他性といった認知バイアスの利用など、単なる周知ではなく「ナッジ」が意識されたデザインが望ましい。

○　制度のエッセンスをわかりやすく伝えるとともに、詳しい内容を知りたい人を市のホームページに誘導する。

→　チラシの裏面は３～５問程度のFAQ（概ね以下のような内容。詳しくは別途指定する）とする。

・誰が課税対象になるのか

・どの程度の負担（税額）になるのか

・税収は何に使われるのか

・空き家の活用支援施策や相談窓口

→　ホームページアクセス用の二次元コードや検索キーワード、問合せ先電話番号等を記載する。

＜その他＞

○　京都市のロゴマークや印刷番号を記載する。

　⑶　納品

ア　チラシ

チラシを上記⑴の作成部数のとおり作成し、行財政局税務部税制課（募集要項３⑶参照）まで納品すること。

イ　電子データ

チラシの原稿データをCD-Rで提出すること（納品先はアと同様）。

※　納品形式：Adobe Illustratorデータ、JPEGデータ及びPDFデータを１枚のCD-Rに格納（CD-R の盤面及びケースに、収録データの内容を表示すること）。

ウ　ア及びイの納品と併せて、納品書を提出すること。

**４　納期**

　　契約から約１か月後

**５　その他留意事項**

⑴　企画・制作に当たっては、本市と十分調整すること。

⑵　本業務により生じる全ての著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、受託者は成果物につき、著作者人格権を行使しない。

⑶　制作したデザインに含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者において行うこと。また、今後の使用に際して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。

⑷　受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと。

⑸　非居住住宅利活用促進税の広報を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的又は物理的制限がないものとすること。

⑹　本仕様書及び契約書に定めのない事項又は業務の遂行に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議のうえ、決定する。なお、当該協議が調わないときは、本市の指示による。